

顧問契約書

コンサルティング業務委託

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に助言及び指導を委託することに関し、次のとおり顧問契約（以下「本契約」という。）を締結する。

顧問業務の要項

助言の分野	
相談の方法	
顧問料	
支払期日	
契約期間	

第1条（目的）

甲は、乙に対し、要項に定める分野について、乙の専門的な知見に基づく助言及び指導（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

2 本契約は、民法第656条に定める準委任契約とする。

第2条（業務の範囲）

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- 定例面談における相談対応及び助言
- 電子メール、チャット、電話等による随時の相談対応
- 甲の会議への出席及び助言（甲乙が事前に合意したものに限る。）

2 資料・報告書の作成、調査、研修講師その他前項の範囲を超える業務は、甲乙協議のうえ、内容、報酬及び期限を別途書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）で定めて行う。

第3条（助言の性質）

乙は、善良な管理者の注意をもって本業務を行うが、売上の増加その他特定の成果の達成を保証するものではない。

2 乙の助言を採用するか否か及びその実行は、甲が自らの判断で決定する。

3 乙は、弁護士法、税理士法、社会保険労務士法その他の法令により有資格者でなければ行うことができない業務は行わない。これらの業務が必要なときは、乙は甲に専門家への相談を勧める。

第4条（顧問料）

甲は、乙に対し、要項に定める顧問料を、当月末日で締め、翌月末日（金融機関の休業日に当たるときは翌営業日）に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

2 顧問料は、当月の相談の回数又は時間が要項の目安に満たない場合も減額しない。定例面談が要項の回数を超えるときの追加の報酬は、甲乙協議のうえ定める。

3 本業務のための交通費その他の実費であって甲が事前に承諾したものは、甲が負担する。

4 乙が個人である場合において、報酬が所得税法第204条第1項に規定する報酬又は料金に該当するときは、甲は、法令に従って所得税及び復興特別所得税を源泉徴収したうえで支払う。

第5条（資料の提供）

甲は、本業務に必要な資料及び情報を適時に乙に提供する。乙は、甲から提供された資料及び情報が正確であることを前提として助言を行う。

第6条（提供資料の権利）

乙が本業務において作成し甲に提供した資料の著作権は、乙に留保される。

2 甲は、前項の資料を自己の社内で利用する目的の範囲で、複製し、又は改変して利用することができる。第三者に開示し、又は公表するときは、乙の事前の承諾を得る。

第7条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密である旨が示されたもの（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本契約の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた時に既に自ら保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
- (5) 秘密情報によらずに独自に開発した情報

3 本条の規定は、本契約の終了後も3年間効力を有する。

第8条（利益相反の防止）

乙は、本契約の期間中、甲と競合する事業者から同種の顧問業務を受任しようとするときは、事前に甲に通知し、甲の秘密情報をその業務に用いない。

第9条（契約期間）

本契約の期間は、要項に定めるとおりとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による別段の申出がないときは、同一の条件でさらに1年間更新し、以後も同様とする。

第10条（中途解約）

甲又は乙は、解約しようとする日の30日前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

第11条（解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をし、又は事業の全部若しくは重要な部分を第三者に譲渡したとき
- (5) その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3 前二項による解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第12条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、又は本業務に関し故意若しくは過失によって相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の賠償額は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、損害の原因となった事由が生じた月の前月から遡って3か月間に甲が乙に支払った顧問料の合計額を上限とする。

第13条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除した者は、解除によって相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第14条（協議及び合意管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

2 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
名称
代表者 

乙 住所
名称
代表者 